

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

訂正表

平素は弊社刊行物に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』につきまして、環境省 HP にて、訂正表が公表されました。

下記のとおり読み替えてご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
p.118	4.7.1 除去作業手順 図 4.7.1	フード付きの保護衣・呼吸用	フード付きの保護衣・呼吸用 <u>保護具</u> ①
p.178 ～180	4.11.3 石綿含有成形板等の除去作業手順 図 4.11.1、図 4.11.2、図 4.11.3		(各図の備考として下記を追加) ※呼吸用保護具、保護衣については一例であり、「6 呼吸用保護具、保護衣」も参照すること。
p.251	6.1 保護具等の選定 1段落目	石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、 <u>負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)</u> の内部では、電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成 26 年厚生労働省告示第 455 号))又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)を使用する。	石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、 <u>負圧隔離養生</u> の内部では、電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成 26 年厚生労働省告示第 455 号))又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)を使用する。

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
p.252	6.1.2 負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)の外部で石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具 1～2段落目	<p><u>石綿含有成形板等を切断等により除去する場合や石綿含有仕上塗材を電動工具により除去する場合は、除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の区分①を使用する。</u></p> <p>石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合や、石綿含有仕上塗材を電動工具を用いずに除去する場合は、呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④を使用する。</p>	<p>除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の<u>区分①、区分②、区分③</u>を使用する。</p> <p>石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合や、<u>石綿等の切断等を伴わない囲い込みの場合</u>は、呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④を使用する。</p>
p.252	6.1.4 保護衣、作業衣 2段落目	<p><u>負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、使い捨てタイプの保護衣を使用し、隔離作業場からの退出の都度廃棄し、特別管理産業廃棄物として処理する。</u></p>	<p>負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、使い捨てタイプの保護衣を使用し、隔離作業場からの退出の都度廃棄することとする。<u>石綿が付着しているおそれのある保護衣等の廃棄にあたって、廃石綿等が排出される作業場(負圧隔離養生の内部)で使用されたものは廃石綿等として処理し、廃石綿等が排出されず石綿含有廃棄物が排出される作業場(負圧不要である隔離養生の内部)で使用されたものは石綿含有廃棄物として処理する。</u></p>

以上